

J A S 認証の手引き (第3版)

【精米】



一般社団法人日本精米検査認証協会

J A S 認証の手引き【精米】

2024年12月27日

一般社団法人日本精米検査認証協会

1. 認証の範囲

精米（JAS0017）において、一般社団法人日本精米検査認証協会（以下「本会」という）が行う認証の範囲は次のとおりです。

精米取扱業者

2. 申請から認証まで

認証は次の手順で行います。なお、審査業務（書類審査、実地調査）及び製品検査業務については、本会が業務を外部委託している一般社団法人日本精米工業会が実施します。

① 認証手続きに関するお問い合わせ、資料請求など《申請者⇒本会》

電話又はメールにてお問い合わせください。認証手続きに関する一般的なご質問に回答し、申請に必要な書類等を提供します。

② 申請書類の作成《申請者》

本会が規定した様式を使用して、申請書及び添付書類（以下「申請書類」という）を作成してください。

なお、認証の技術的基準に規定された資格を有する担当者（別紙1「担当者等の能力及び人数」参照）を選任していただきます。

記載方法についての質問等は、電話、メール等でお願ひします。

③ 申請書類の提出《申請者⇒本会》

申請書類に、記入漏れや不備がないことを確認してから提出してください。

ご提出いただきました申請書類に記入漏れや不備等がある場合は再提出していただきます。

④ 書類審査《本会》

申請書類の記載事項が認証の技術的基準及び日本農林規格に適合しているかを審査します。審査の過程で、記載内容に不適切・不明確な点がある場合は、記載内容の確認、記載事項の訂正等をお願いする場合があります。

⑤ 実地調査《本会》

施設・設備、内部規程の整備状況、格付業務の実施手順等を確認するために、実地調査を行います。

⑥ 製品検査《本会》

J A Sに定められた測定方法を用いて、製品のJ A Sへの適合性を確認するために、製品検査を行います。

⑦ 審査結果報告書の発行《本会⇒申請者》

書類審査及び実地調査の結果と製品検査の結果から審査結果報告書を作成し、申請者にお知らせします。

なお、是正すべき事項が認められた場合は、同時に是正要求書を作成し、その対応及び結果を報告していただきます。

是正すべき事項に対する改善措置の報告をいただいた後に、再審査を行います。ただし、是正すべき事項の内容によっては是正確認のための実地調査を行う場合があります。

再審査の結果は再審査結果報告書にまとめ、申請者にお知らせします。

⑧ 判定委員会《本会》

審査結果報告書を基に、審査員及び製品検査員とは別のメンバーで構成された判定委員会で認証の可否について判定を行います。

認証の技術的基準及び日本農林規格に不適合と判定された場合は、申請者に理由を付してお知らせします。

⑨ 認証の合意《本会⇔申請者》

判定委員会での判定結果から判定結果通知書を作成し、申請者にお知らせします。

なお、認証を行う前に、認証機関の責任及び認証事業者が遵守すべき事項について、合意書（認証契約書）を取り交わしていただきます。

⑩ 認証書の発行《本会⇒申請者》

認証の技術的基準及び日本農林規格に適合していると判定された場合、認証書を交付します。

3. 認証事業者の確認（定期）調査《本会⇒申請者》

本会は、すべての認証事業者に対し、毎年1回以上の確認調査（認証事項の維持確認のための調査）を行います。

また、不断の取組み状況を確認する意味で、無通知調査として、通知をせずに確認調査をすることがあります。

なお、確認調査時に認証の技術的基準等に対して是正すべき事項が認められた場合

は、確認調査審査結果報告書とともに、是正要求書を送付し、その対応及び結果を報告していただきます。

是正すべき事項が重大な場合は、格付業務の停止及びJ A Sマーク貼付製品の出荷停止を求める場合がありますので、指示に従ってください。指示に従っていただけない場合は、認証の取消しを行う場合があります。格付業務の停止及び認証の取消しについては「7. 認証事業者の違反の区分及び本会の対応の基準」をご覧ください。

4. 認証事業者の認証事項等の公表

本会は、認証事業者の認証等に関する事項について、本会のホームページ上に公表します。なお、公表する事項は次のとおりです。

(1) 認証事業者の認証をしたとき

- ① 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所
- ② 認証に係る農林物資の種類
- ③ 認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ④ 認証に係る認証番号
- ⑤ 認証の年月日

(2) 認証事業者に対し、格付業務及び格付の表示を付した製品の出荷の停止又は格付の表示の除去若しくは抹消を請求したとき

- ① 請求に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 請求に係る農林物資の種類並びに格付業務及び格付の表示を付した製品の出荷停止又は格付の表示の除去若しくは抹消の請求している旨
- ③ 請求に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ④ 請求に係る農林物資に係る認証番号
- ⑤ 請求の年月日
- ⑥ 請求の理由

(3) 認証事業者が格付業務を廃止したとき

- ① 廃止に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 廃止に係る農林物資の種類
- ③ 廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地
- ④ 廃止に係る認証事業者に係る認証番号
- ⑤ 廃止の年月日

(4) 認証を取消したとき

- ① 取消しに係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
- ② 取消した認証に係る農林物資の種類
- ③ 取消した認証に係る工場又は事業所の名称及び所在地

- ④ 取消した認証に係る認証番号
- ⑤ 取消しの年月日
- ⑥ 取消しの理由

5. 申請事項変更に関する手続き《認証事業者⇒本会》

認証後に施設・設備や担当者等、認証申請書記載事項に係る変更を行う場合は、変更内容を事前に本会へ届出いただく必要があります。また、製造施設の増改築、倉庫の追加・変更等を行う場合は、実地調査を伴う臨時確認調査が必要となる場合がありますので、速やかに本会にご連絡ください。

6. 費 用

別紙2をご参照ください。

なお、費用のお支払いは本会の請求に基づいて行ってください。

7. 認証事業者の違反の区分及び本会の対応の基準

(1) 認証取消し等の判断基準

処分の内容	認証事業者の違反の内容
認証の取消し	①認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しなくなった場合であって、当該認証の技術的基準に適合するものとなることを見込まれないとき。又は、認証の技術的基準に適合するため必要な措置を講ずるまでに要する期間が1年を超えると見込まれるとき。 ②認証事業者が日本農林規格等に関する法律（以下「法」という）第十条第六項若しくは第七項、第三十七条の規定に違反した場合であって、当該違反行為が当該認証事業者の故意又は重大な過失によるとき。 ○重大な過失の違反例 ・担当者のミスにより長期に亘り、日本農林規格不合格となった製品の一部にJASマークを貼付して出荷した。 ・長期に亘り、誤って一部の製品の格付検査をせず、JASマークを貼付して出荷した。

	・長期に亘り、格付記録の一部記入を失念していた。 ・格付記録簿へ、長期に亘り誤った記録をしていた。 等 ③認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しなくなった場合であって、当該認証の技術的基準に適合するものとなることを見込まれるとき、本会が当該認証事業者に対し、当該認証の技術的基準に適合するための措置を講ずるまでの間、格付の表示を付してある農林物資の出荷及び格付（の表示）業務を停止することを請求したにもかかわらず、当該認証事業者が、正当な理由がなくてこの請求に応じないとき。 ④認証事業者が正当な理由がなくて日本農林規格等に関する法律施行規則第四十八条第一号ニ（１２）の報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同号ニ（１２）の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同号ニ（１２）の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき又は前号イからホまでの確認のための書類審査、実地の調査若しくは能力の評価を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 ⑤農林水産大臣が登録認証機関に対し、当該登録認証機関が認証した認証事業者が正当な理由がなくて、法第三十九条第一項の規定による命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたことを理由として当該認証事業者の認証を取消すことを求めたとき。 ⑥その他省令で規定された事項。
--	---

格付業務の停止及びJ A Sマーク貼付品の出荷の停止	①日本農林規格等に関する法律の規定に違反したとき（故意又は重大な過失を除く）。 ②認証事業者が法第十条第六項若しくは第七項、第三十七条又は第三十八条の規定に違反したとき（ホ（２）に該当するときを除く）は、当該認証事業者に対し、格付に関する業務又は適合の表示に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること、当該格付の表示又は適合の表示を除去又は抹消すること並びに格付に関する業務又は適合の表示に関する業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求すること。
----------------------------	--

（２）認証事業者に処分を行った時の本会の対応の基準

処分の内容	本会の対応
認証を取消したとき	・ １年間は申請を受付けないこととする。 ・ 再認証の際は、新規の認証申請と同様に扱う。審査にあたっては、認証取消しの原因となった違反事項に対する原因究明、再発防止策及び是正されたシステムの有効性について重点的に審査する。 ・ 再発の危険がないと判断された場合は再認証する。 ・ 認証書を返還させる。
格付業務及びJ A Sマーク貼付品の出荷を停止させたとき	・ 格付業務再開の際は、違反事項を是正するために実施した処置、違反事項に対する原因究明及び再発防止策についての是正報告書を提出させる。 ・ 再審査を行い是正されたシステムの有効性を審査する。 ・ 再発の危険がないと判断された場合は格付業務を再開させる。 ・ 認証書を一時的に返還させる。
是正要求をしたとき	・ 不適合事項を是正するために実施した処置、不適合事項に対する原因究明及び再発防止策についての是正報告書

	を提出させる。 ・再審査を行い、是正された内容について審査する。
--	--

※) 上記に示す基準で判断できない場合は、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターに、その対応の指示を仰ぐものとする。

8. 苦情・異議申立て

「苦情」とは、申請者又はその他の利害関係者が本会又は申請者に関係ある事項に関して、不満足を口頭又は文書で本会に対して表明することをいいます。

「異議申立て」とは、本会の認証に関する決定に同意できないことを表明することをいいます。

申請者は、認証審査、認証の維持（拡大及び縮小を含む）、格付業務の停止及び認証の取消しを含む認証に係る本会の決定事項に対し、異議申立てを行うことができます。

本会は、苦情又は異議申立てを受理した旨を、完了したときはその結果を、申立者に文書で通知します。

本会は、その苦情に対して誠実に対応します。また、申請者からの異議申立てに対して、慎重に調査し回答します。

9. お問い合わせ先

一般社団法人日本精米検査認証協会（J A S 法登録認証機関）

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15 食糧会館 7 階

（一般社団法人日本精米工業会内）

T E L : 03-4334-2190 F A X : 03-3249-1835

E-mail : info@jrma.or.jp

(別紙1)

担当者等の能力及び人数

認証申請時及び認証維持のために選任する必要がある担当者等の能力及び人数は次のとおりです。

1. 最終製品における検査によって格付を行う場合

(1) 品質管理担当者

⇒ 精米の品質管理等に関する知識を有する方（1人以上）

(2) 品質管理責任者

⇒ 品質管理担当者の中から、登録認証機関が指定する講習会（※1）において精米に係る品質管理等に関する課程を修了し、責任者として選任された方（1人）

(3) 格付検査担当者

⇒ 精米の検査に関する知識及び技能を有する者であって、登録認証機関が指定する格付検査担当者技能研修（※2）を受講している方（1人以上）

(4) 格付責任者

⇒ 格付検査担当者であって、かつ、品質管理責任者以外の中から、登録認証機関が指定する講習会（※3）において精米の格付に関する課程を修了し、責任者として選任された方（1人以上）

(5) 格付担当者【※格付のための試料の検査を自ら行わない場合】

⇒ 格付検査担当者及び格付責任者に代えて、品質管理担当者の中から、登録認証機関が指定する講習会（※4）において精米の格付に関する課程を修了した方（1人以上）

※1) ① J A S 協会開催「食品製造業品質管理担当者等一般講習会」

② 本会開催「精米 J A S 講習会」

※2) 本会開催「精米 J A S 講習会」

※3) 本会開催「精米 J A S 講習会」

※4) 本会開催「精米 J A S 講習会」

2. 製造工程における検査によって格付を行う場合

(1) 品質管理担当者

⇒ 精米の品質管理等に関する知識を有する方（1人以上）

(2) 品質管理責任者

⇒ 品質管理担当者の中から、登録認証機関が指定する講習会（※1）において精米に係る品質管理等に関する課程を修了し、責任者として選任された方（1人）

(3) 確認検査担当者

⇒ 精米の検査に関する知識及び技能を有する者であって、登録認証機関が指定する確認検査担当者技能研修（※2）を受講している方（1人以上）

(4) 格付担当者

⇒ 品質管理責任者以外の中から、精米の品質管理等に関する知識を有する者であって、登録認証機関が指定する講習会（※3）において精米の格付に関する課程を修了した方（1人以上）

※1) ① J A S 協会開催「食品製造業品質管理担当者等一般講習会」

② 本会開催「精米 J A S 講習会」

※2) 本会開催「精米 J A S 講習会」

※3) 本会開催「精米 J A S 講習会」

(別紙2)

手数料等

1. 認証手数料

次に規定する手数料の額に、本会の旅費規程に基づく経費を加算した金額となります。

認証手数料 1事業所当たり 220,000円(税込)

2. 確認調査手数料及び無通知調査手数料

次に規定する手数料の額に、本会の旅費規程に基づく経費を加算した金額となります。

確認調査手数料 1事業所当たり 110,000円(税込)

無通知調査手数料 1事業所当たり 110,000円(税込)

3. 臨時調査手数料及び再審査手数料

次に規定する手数料の額に、本会の旅費規程に基づく経費を加算した金額となります。

臨時調査手数料 1事業所当たり 110,000円(税込)

再審査手数料 1事業所当たり 110,000円(税込)

4. その他費用

交付手数料 1件当たり 2,200円(税込)